

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示案（※）の制定に関するパブリックコメントに関する意見募集の結果とこれに対する経済産業省及び国土交通省の考え方

※ 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準案
及び
住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針案

- 実施期間：平成20年11月19日（水）～平成20年12月18日（木）
- 告知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）のホームページ、国土交通省のホームページ
- 意見提出方法：電子メール、FAX、郵送
- 意見数：28（意見提出件数：53件）

住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準関係

注意：ご意見の全体像が把握できるように、代表的なご意見を抽出し、整理しております。

なお、紙面の都合上、表現については簡素化しております。

寄せられたご意見の概要	経済産業省及び国土交通省の考え方
1 住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止	
【1-4 気密性の確保】関係	
気密性の確保に関する数値が削除されたことにより、技術水準が不明確となることから、気密性の確保に関する技術水準を解説書等に記載すべき。	気密性の確保に関する技術水準については、目標とすべき数値も含め、解説書等に記載することとしたい。
【その他】	
土に接する壁の断熱基準を明確にすべき。	土に接す壁の伝熱過程に関する技術的知見はあるが、現時点では断熱基準としての整理がなされていないため、引き続き検討する。
■ その他	
基準の名称をわかりやすくすべき。	御指摘の趣旨を踏まえ、分りやすい呼称について引き続き検討する。

住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針関係

注意：ご意見の全体像が把握できるように、代表的なご意見を抽出し、整理しております。

なお、紙面の都合上、表現については簡素化しております。

寄せられたご意見の概要	経済産業省及び国土交通省の考え方
2 断熱構造とする部分	
断熱構造化を要しない部分として「玄関・勝手口及びこれに類する部分における土間床部分」が追加されているが、Q値を計算する際は、土間床部分はどのように取り扱えばよいか。これに該当するのはどのような場合か。	断熱構造化されているものとしてQ値を計算することとなるが、詳細な計算方法や具体例については、解説書等に記載することとしたい。
断熱構造化を要しない部分として「断熱構造となっている浴室下部における土間床部分」が追加されているが、「断熱構造」となる性能基準（熱貫流率等）や具体的な仕様例を解説書等に記載すべき。	浴室下部の「断熱構造」に関する性能基準は設けていないが、具体的な仕様例については、解説書等に記載することとしたい。
3 躯体の断熱性能等に関する基準	
【(1) 躯体の熱還流率の基準】関係	
「土間床等の外周部」の熱貫流率の算出方法を明示すべき。	「土間床等の外周部」の熱貫流率の算出方法については、解説書等に記載することとしたい。
【(2) 断熱材の熱抵抗の基準】関係	
木造、枠組壁工法又は鉄骨造の住宅について、充填断熱工法と外張断熱工法を併用している場合の扱いが記されているが、鉄骨造においては、断熱材の施工法の欄に、充填断熱工法という言葉が見当たらないため解釈しにくい。	住宅の構造ごとの断熱材の施工法の取り扱いの詳細については、解説書等に記載することとしたい。

鉄骨造の住宅の屋根、床等の壁以外の部位についても、外張断熱工法及び内張断熱工法以外の場合の基準を定めるべき。	鉄骨造の住宅の実態やニーズ等を踏まえ、今後引き続き検討する。
屋根の充填断熱工法に関して、屋根組材に桁が含まれるか明確でないため、告示文中又は解説書において、桁材が屋根組材に含まれる旨を明記すべき。	断熱層を貫通する桁材が屋根組材に含まれることについては、解説書等に記載することとしたい。
土間床等の外周部の断熱材の熱抵抗の値に関して、「基礎底盤上端から」とあるが、ベタ基礎の場合も含めた断熱範囲を明確にすべき。	断熱材を施工する範囲の詳細については、解説書等に記載することとしたい。
天井についても屋根と同様、開口部の性能の向上を条件に厚さを低減できるように、「… 屋根及び天井の断熱材の熱抵抗の値 … 」とすべき。	御指摘を踏まえ、「… 屋根又は天井の断熱材の熱抵抗の値 … 」と修正する。
一戸建て住宅だけではなく、共同住宅についても、床の「外気に接する部分」のうち、床面積の合計に0.05を乗じた面積以下の部分について、「その他部分」と見なすことができるようにすべき。また、熱貫流率の基準に適用できない理由は何か。	今回追加する床の断熱性能に係る規定は、基準の簡素化の観点から、住宅全体の熱損失量にはほとんど影響を与えない範囲で、施工実態やニーズ等を踏まえつつ、一戸建て住宅の熱抵抗値基準に限定して適用することとしている。
鉄骨造の住宅の壁に施工する断熱材の熱抵抗の基準値に関して、外装材を接続するものに梁も加えて、「… 外装材（鉄骨柱及び梁の外気側において、鉄骨柱又は梁に直接接続する面状の材料をいう。）の熱抵抗 … 」とすべき。	御指摘を踏まえ、「… 外装材（鉄骨柱及び梁の外気側において、鉄骨柱又は梁に直接接続する面状の材料をいう。）の熱抵抗 … 」と修正する。
「断熱層」の用語の定義は、5（4）ではなく、3（2）口においてすべき。	御指摘を踏まえ、修正する。
鉄骨造の住宅の壁に施工する断熱材の熱抵抗の基準値に関して、対象となる「金属部材」を「たて」に限定せず、「… 断熱層を貫通する金属製柱下地部材 … 」とすべき。	御指摘を踏まえ、「… 断熱層を貫通する金属製下地部材 … 」と修正する。

断熱材の施工に関して、具体的な施工方法や仕様について解説書等に記載すべき。	断熱材の施工方法や仕様等については、解説書等に記載することとしたい。
【(3) 構造熱橋部の基準】関係	
柱、梁等が断熱層を貫通する場合の取り扱いについて、柱、梁に間仕切り壁がつながっている場合、突出先端部は柱・梁部分の先端までの長さとし、梁、柱部分が900mm未満の場合は、梁・柱部分は外壁の断熱厚みに従い、断熱補強範囲は梁・柱部分の先端からの長さとし、また、梁の取り付け外壁の場合、各室から見た梁の有無により、断熱補強範囲は梁の存する室側では梁部の先端からの長さ、梁がみえない室からは外壁からの長さとし、もし、これらの通りならば、柱・梁等が断熱層を貫通する場合は「室から見て柱・梁等が断熱層を貫通する場合」と、突出先端部は「柱・梁等の部分の先端部」とすべき。	柱、梁等が断熱層を貫通する場合の取り扱いについては、図を用いてより分かり易く、解説書等に記載することとしたい。
本告示では「取合部」に用語が統一されていることから、「取り合い部」とされている箇所についても「取合部」とすべき。	御指摘を踏まえ、修正する。
気密層の施工に関して、具体的な施工方法や仕様について解説書等に記載すべき。	気密層の施工方法や仕様等については、解説書等に記載することとしたい。
鉄骨造の住宅の壁に施工する断熱材の熱抵抗の基準値に関して、外気に面する側の柱及び梁から直交する方向に伸びる梁、間仕切、床、屋根の断熱厚さ、断熱の範囲について、解説書に記載すべき。	詳細については、解説書等に記載することとしたい。
本告示では「壁」に用語が統一されていることから、「外壁」とされている箇所についても「壁」とすべき。	御指摘を踏まえ、修正する。

4 開口部の断熱性能等に関する基準	
「開口部」と「窓」の区別が明確でなく、混乱するおそれがあることから、例えば、「窓」とはガラス部分の面積が開口部面積の 1/2 以上の「開口部」とする」など、「開口部」と「窓」の区別を明確にすべき。	現状において特段の不都合はないと考えるが、今後検討していくこととする。
ガラスの日射侵入率の測定方法（日本工業規格 R3106-1998）及び熱線反射ガラス（日本工業規格 R3221-1995）について、JIS規格の適用にあたって、米国の主要検査機関（例：NFRC、AAMA、ISO 等）のデータも適用できるようにすべき。	JIS規格の適用については、引き続き検討する。また、国際規格等との関連性については解説書等に記載することとしたい。
5 施工に関する基準	
「通気止め」という記述は、通気層の「通気」と誤解される可能性があるため、「通気止め」を「気流止め」と変更すべき。	御指摘を踏まえ、修正する。
繊維系断熱材を使用する場合の防湿措置について、部位（内部廊下（非空調）等の半屋内空間に面する部分など）及び地域区分により、適用除外とできる条件を検討すべき。	引き続き検討する。
プラスチック系断熱材の規格について、日本工業規格 A9511-2003（発泡プラスチック保温材）とあるのは、最新版の A9511-2006R とするか、年号を外すべき。	御指摘を踏まえ、プラスチック系断熱材の規格について、「日本工業規格 A9511（発泡プラスチック保温材）」及び「日本工業規格 A9526（建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム）」と修正する。
■ その他	
土に接する壁の断熱基準を明確にすべき。	土に接する壁の伝熱過程に関する技術的知見はあるが、現時点では断熱基準としての整理がなされていないため、引き続き検討する。
基準の名称を分りやすくすべき。	御指摘の趣旨を踏まえ、分りやすい呼称について引き続き検討する。